

刑罰は国家権力が国民に行使する強制手段。
犯罪者にどう向き合うべきか？

犯罪件数が増えているって本当か？

刑法は、刑罰を用いて犯罪という社会病理現象に対抗していくためのものです。犯罪に対して怒りや憎しみなどの感情が惹起されることは避けられないことです。その感情を尊重しつつも、生の形で直接犯罪者にぶつけるのではなく、理性的判断に昇華させ、合理的な対応策を考えていく必要があります。

最近では、死刑や長い刑期が裁判所で言い渡されるケースが増え、刑が重くなってきています。秩序維持を意図しているのですが、長期刑を科せられると、出所しても家族との絆が切れたり、仕事が見つからなかったり、住む場所もなかったり……と、意図とは逆に社会復帰が難しくなり再犯を促進しかねません。したがって、必ずしも重い刑を科せばいいというわけではありません。

では、なぜ刑が重くなる傾向にあるのでしょうか。一つには治安が悪くなってきたという社会的な感覚があります。体感治安の悪化により、他への見せしめや再発防止のために重い刑罰が必要だと考えられるようになってきたのです。さらには被害者の感情に配慮して懲罰的な刑罰を科す傾向もうかがわれます。

実際、格差拡大などの要因で、犯罪件数が増加している可能性もあります。しかし、犯罪の実数がどれだけ増えているかの判断は難しいところです。確かに、警察の犯罪認知件数は増加していますし、検挙率は低下しています。ただ、桶川ストーカー事件に見られるように、これまでは被害届を握りつぶしていたケースがあったのですが、最近では、社会の目が厳しくなったこともあり、それはできなくなりました。犯罪統計を見ると、複数の主要な犯罪の認知件数が2000年に急増し、その後緩やかに増加減少するという不自然な動きをしています。そこには、何らかの人為的な要因が働いたとかがわかります。犯罪認知件数の増加に見せかけのものが含まれていることは明らかです。

犯罪者を罰する法律がどうあるべきか。それを考えるには、犯罪者の現状を考える必要があります。最近では、犯罪者の性質が変わって

きているように見えます。社会の変化の影響からか、集団生活に適応できない人が増えたと言われ、そのせいか、ごく普通の家庭で少年が突然親を殺害するといった、動機の了解が困難な犯罪が目につくようになってきました。これは、社会が豊かになる中で、人間を犯罪へと駆り立てる要因が昔より分かりにくくなったことに関係していると思います。し



しかし、表面的にはまったく問題がなさそうな家庭でも、家に親が不在だったり、過度の勉強の強要があったりするなど、仔細に見ると養育に不適切な環境だったりするのです。

また最近では、犯罪の原因として過去の虐待歴が指摘されるようになってきています。虐待を受けた者が他者に危害を加えるという、虐待の連鎖が生ずるというのです。実際、刑務所収容者には、虐待被害者が多いようです。犯罪に至るにはそれなりの背景がある、ということとを直視しなければなりません。

犯罪者の人間としての尊厳も尊重すべきだ

なぜ、私が刑事法を研究するようになったかという、刑罰という国家権力が国民に行使する最も峻厳な制裁手段は、いかに用いれば正當と言えるかに関心を持ったからです。

刑罰の実態を見るには、刑務所でどういうことが起こっているかという実態をきちんと把握することが重要になります。

従来から、刑務所では厳しい規律の下で受刑者を働かせ、勤勉な生活態度を身に付けさせることが改善更生につながるのだと考えられてきました。しかし現実の受刑者は刑務所に過剰適応して主体性を喪失する結果、およそ半分が数年内に再犯を犯し刑務所に舞い戻るといった状況だったのです。加えて、現在は過剰収容の状況で、刑務所の環境はさらに悪くなっています。

社会復帰を本気になって考えるのであれば、大前提として過剰収容を解消しなければなりません。その上で、受刑者に自らの問題性を気づかせ生活再建に向けての意欲を引き出すと共に、有用な技能の習得や就労が支援されなければなりません。また出所後に本人の支えとなる人間関係を維持し再構築を図る必要もあります。それは結局のところ、犯罪者に対しても人間としての尊厳を保障することに他なりません。

なにゆえ犯罪者をここまで大切に扱わなければならないかとの疑問も生じるでしょうが、刑務所は、社会秩序を維持するために、自己実現の根源的基盤である「自由」を強制的に剥奪し、社会的に排除するための装置であることを忘れてはなりません。

世界潮流と逆行して増える死刑判決

刑務所に入ること自体、犯罪者の人生にとって致命的なダメージですが、死刑というさらに重い刑があります。

裁判所が刑を科す量刑基準、なかでも死刑はどのようなときに科すのかという適用基準には関心を持ち続けてきました。俗に何人以上殺害

すると死刑だといった「死刑の相場」があるように言われています。殺害人数は一つのファクターではありますが、ほかにもいくつかの要素があって、裁判所ではそれらを勘案しながら判断しているわけです。

問題は、裁判所の判断が死刑を科しやすい方向に傾いていることです。70～90年代中ごろまで、日本の裁判所は死刑の適用を絞る方向にありました。ところが、90年代終わりごろから、積極的に死刑を科すようになってきたのです。

その背景には、犯罪被害者が法廷で直接訴える機会が増えたことで、世論も被害者感情に同情的になり、その主張に配慮するようになってきたことがあるでしょう。それ以上に、死刑に象徴的な意味が込められていることとの関係があります。つまり、犯罪に対する強い姿勢を示すことで、国家の意思を表しているということ。そこには、日本社会のタガがゆるんできている状況で、国民統合の象徴として死刑を積極的に活用しようという意図が隠されているのかもしれない。

国際的に見ると、今や世界の3分の2の国は制度上または事実上死刑を廃止しています。高度な経済発展を成し遂げた民主主義国で、依然として死刑制度を墨守しているのは、日本とアメリカくらいです。

死刑廃止論としては、死刑そのものが人道に反するとか、死刑制度がなくても犯罪の数は変わらないとか、誤判の場合に取返しが付かないとか様々な主張があります。しかし私は、様々な要因から発生したはずの犯罪に対する責任を犯罪者だけに負わせ、社会から排除することにより、我々一人一人に社会の矛盾から目を逸らさせ、犯罪問題を真剣に検討する機会を奪っているところに死刑の最大の問題があるのではないかと考えています。

「死刑自動執行」は責任回避にすぎない

最近、死刑が確定してもなかなか執行されないことが問題視されています。執行が遅い理由の一つは、執行前に徹底的に事案を調べ直し誤った死刑執行を回避すべきと考えられていることです。また、再審請求中や冤罪の疑いがある場合には執行はされません。

前法務大臣は積極的でしたから10名の死刑を執行しました。しかし、その前の杉浦正健元法務大臣は信条の問題から執行しませんでした。そこで、鳩山邦夫法務大臣の「死刑自動執行」発言があったわけです。しかし、「死刑自動執行」は法務大臣としての責任回避にあたります。国の名の下に人を殺すのが死刑です。民主主義国家として、ある意味で殺人に荷担するわけですから、刑罰行政のトップが責任を逃れることはできません。死刑執行には、それだけ覚悟が必要なのです。(談)

法学研究科准教授

本庄 武

Takeshi Honjo

2001年一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了、一橋大学博士(法学)
2002年一橋大学専任講師、2007年一橋大学准教授
論文として「刑罰論から見た量刑基準」一橋法学1巻1号、2号、3号(2002年)
「裁判員の量刑参加」一橋論叢129巻1号(2003年)など、
著書として『危険運転致死傷罪の総合的研究』(2005年)
『少年司法改革の検証と展望』(2006年)
『刑務所民営化のゆくえ』(2008年)×(いずれも共著)などがある。

